

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：松山市立 石井保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 柳原 香津美	定員（利用人数）：250名（238名）
所在地：松山市西石井6丁目4番34号	
TEL：089-956-0849	ホームページ： http://www.nichiigakkan.co.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和43年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 ニチイ学館	
職員数	常勤職員：42名 非常勤職員11名
専門職員	（専門職の名称）名
	保育士43名 看護師1名
	栄養士2名 調理師4名
施設・設備の概要	（居室数） （設備等）
	保育室11室・一時保育保育室・事務室・給食室・休憩室・地域子育て支援センター 鉄筋コンクリート2階建て

③理念・基本方針

【理念】

ひとりひとりを大切に、子どもの健やかな成長を保護者と共に支援します。

【保育方針】

- ・自己表現が十分発揮できる環境をつくり、子どもの気持ちをしっかり受けとめるよう努めます。
- ・年齢に応じた発達を促し、意欲的に生活できるよう個々に合わせて丁寧にかかわります。
- ・今だけでなく、将来を見据えて必要な援助を行います。
- ・いろいろな機関と連携し、子どもたちがより豊かな生活を送れるようネットワークづくりを行います。
- ・保護者の気持ちに寄り沿い、子どもの成長と一緒に喜びあえる関係づくりに努めます。
- ・地域の信頼を得て、親しまれるよう努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・保護者アンケートを定期的実施し、保護者の声を汲み取り、保護者に寄り沿い、保育サービスの向上に努めている。
- ・地域や関係機関と密に連携し、地域の子育てニーズの解決を図り、地域の拠点として重要な役割を果たしている。

(保育所版)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年7月11日（契約日）～ 平成28年10月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成23年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

当園は、平成18年4月に株式会社ニチイ学館（以下、会社という）に運営委託された、松山市公設民営の保育園である。地域や関係機関と積極的に連携し、子どもの園生活の充実や地域の子育てニーズの解決を図り、地域の拠点として大きな役割を果たしてきた。

3回目となる今回の第三者評価受審において多くの改善点が確認できた。1点目は、会社の中・長期ビジョンをもとに、当園独自の中・長期計画の内容が充実したこと、さらに現状分析に基づき課題や問題点を明らかにし、単年度の事業計画に反映されたことである。2点目は、各種マニュアルの内容を充実し、見直しの適切な実施時期の設定が行われたことである。

保育サービスの質の向上のため、定期的に自らの保育実践を振り返り、組織的・継続的な取組みに邁進している当園の姿勢を高く評価したい。

◇改善を求められる点

収集したヒヤリハット事例の要因分析を重視し、改善策の検討につなげていく取組みが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「今、保育所に求められているものは？」という1回目から変わらない視点で、3回目の第三者評価の受審をさせていただきました。全職員で取り組みを進める中で、今回も様々な気づきや課題がみえてきました。又今まで頑張ってきたことを認めていただき、自分達の進んでいる方向性は間違いではないことも認識できました。また、会社として継続的に保育事業の拡大をしております。その方向性に向けて、今まで培ってきたことを整理し再構築することを職員全員で行っていきたいと思います。

保育における安全性は、会社も国も自治体も今重点をおいています。園の運営において最も重要なことは、事件・事故の発生を未然に防ぐことでもあります。人からさせられるというような安全管理・危機管理ではなく、子どもたちの日々の成長を積極的に支えるような自主的、自発的、創造的な安全管理であり危機管理であることでもあります。今回、ご指摘いただいたヒヤリハットの見直しを行い、職員の危機管理意識を高め、今後の保育に活かして参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は松山市公立保育園の理念及び基本方針、並びに会社の理念及び基本方針との整合性をもって、当園独自のものが明文化されている。保護者・地域へは、「入園のしおり」やパンフレットの配布、ホームページ掲載等により適切に周知されている。職員へは「入園のしおり」をもとに年度初めの職員会議で説明し、会議の度に読み合わせをするなど周知努力が行われている。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>制度改正に伴うさまざまな動向については、研修、情報誌等で把握に努めている。地域子育て支援センターや一時保育利用者等から意見を集め、地域が求める保育ニーズの分析が行われている。また、毎月ニチイ学館松山支店（以下、支店という）と連携を図り、保育コストや利用者推移等の分析が行われている。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>支店と系列園園長との定期的な会議において、経営状況の分析・検討、共有を図り課題解決に向け積極的な取組みが行われている。また経営課題の検討については、職員の意見を反映させている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<コメント> 会社の中・長期計画をもとに、当園独自の中・長期計画が作成されている。現状分析に基づき課題や問題点を明らかにし、具体的な計画を策定する努力がなされている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<コメント> 中・長期的なビジョンに沿った単年度の事業計画が策定されている。収支計画については、支店と連携を図り計画を進めている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<コメント> 事業計画案は全職員の意見をもとに策定され、年度初めの職員会議で事業計画として承認される。また実施状況については、クラス別に気づきをクラスノートに書き留め、それをもとに話し合いが行われている。さらに事業計画の評価・見直しは、年度末の職員会議で行われる等組織的に機能している。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
<コメント> 保護者懇談会を開催し、資料を用いて説明されている。保護者懇談会は、3日間にわたって開催し、保護者が参加しやすい日を選べるよう配慮されている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<コメント> 継続的に第三者評価を受審し、その都度課題に気づき改善に向けた取組みが行われている。今回の受審は3回目であり、全職員で取り組んだ。年度末の自己評価、会社や園長による面談、保護者アンケートの実施等、改善に向けた意見集約の仕組みを整えている。それらについて見直し・点検の機会を設け、PDCAサイクルを意識した取組みが行われている。		

(保育所版)

9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果をもとにすぐに取り組める課題、次年度以降に取り組む課題を明確にしている。さらに課題の解決・改善に向け、組織的・計画的に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職務分掌に園長の役割と責任が明記されている。職員会議等において、理念や基本方針、保育サービスのあり方等、自らの役割と責任について説明している。また園長不在時の権限委任なども明確化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令は、会社が示すコンプライアンスポリシーに明文化され、全職員に周知されている。また、園長は管理者としての資格取得や研修会に参加し専門的知識を取得する等、法令遵守や働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は自己評価シートをもとに職員の面談を行い（年に2回）、保育サービスや職員一人ひとりの課題を理解・分析し、その改善に向けて継続的な助言・指導を行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>支店と連携してコストバランスの分析等を行い、保育サービスの質の向上に向けた課題を分析・検討し、経営や業務の効率化と改善に向けて指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>人材確保や人員体制については、会社の基本的な考えに基づいて行われている。保育士の人材確保は、重点項目として単年度計画に明示されている。職員の定着、人材確保の具体的な取組みを期待したい。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>総合的な人事管理は、会社で一括して所管している。保育における考課基準も作成され実施されている。当園の課題である保育士不足に対して、保育支援専門員の導入も検討されている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長（年に2回）、会社（年に1回）が一人ひとりの職員と面談を行い、個々の就業状況や意向について定期的に把握・分析される仕組みが整っている。働きやすい職場づくりに向けて、積極的な取組みが行われ、職員からも評価されている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>会社として期待する職員像を明確にし、職員一人ひとりが自らの目標管理シートを作成し、次年度に繋げている。さらに定期的に園長と面談し取り組み状況の確認を行っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>質の向上をめざした教育・研修に関する基本姿勢は、組織として明示されている。中・長期計画、単年度の事業計画、研修計画の整合性を考慮し、関連性・継続性のある研修のさらなる充実を期待したい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の研修計画に沿って、階層別、職種別、テーマ別研修や会社内、園内、外部における教育・研修の機会が確保されている。</p>		

(保育所版)

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 実習に対する指導体制を整備し、年間を通して実習生の受け入れを積極的に行っている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉒・c
＜コメント＞ ホームページは、会社の規定に沿って作成され理念、基本方針、目標、保育内容等が掲載されているが、当園の財務に関する情報の公開には至っていない。苦情に関する情報公開は、申し出者の意向を踏まえた結果の公表等に留意している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 支店と連携し、適正なルールに基づき事務、経理や取引等が行われ、定期的に支店、系列園園長で分析・評価が行われている。会社内の監査室による内部監査、その他公認会計士による外部監査も実施している。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 従来から地域とのかかわりを重視し、積極的な取組みを重ねてきた。保健センター等関係機関と連携し地域の保育ニーズを把握し、保育サービスや地域子育て支援センターのプログラムに反映させてきた。地域との交流は日常的に行われ、地域連絡協議会への参加、相談業務、さまざまな行事への参加の呼びかけ、園庭解放、パンフレットの配布等により相互交流を促進している。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
＜コメント＞ ボランティア受け入れに対する指導体制を整備し、年間を通してボランティアの受け入れを積極的に行っている。小中高生の交流学習をはじめ、お話の会や野菜の栽培など、日常的に柔軟な受け入れを行っている。		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市の担当課をはじめ、民生児童委員の「地域しあわせ支援の会」への参加（年2回）や、地域の社会福祉事業団、幼稚園、小学校等と密な連携を図っている。さらに必要に応じて専門機関と連携し適切な助言を受けながら、関係団体参画のもとより良い保育サービスの提供に努めている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域子育て支援センターを常設し、センタールームを開放して各種講座の開催、レクリエーションや育児相談等さまざまな事業の取組みを日常的に行っている。定期的な園庭開放は地域の保護者や子ども等が交流できる機会となっている。また、公民館での出前保育等も実施するなど、多様な支援活動を行っている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>民生児童委員との定期的な会議に参加し（年に2回）、地域の具体的なニーズを把握している。地域子育て支援センターの取組みを通して園庭開放、子育て相談などの公益的な事業・活動を積極的に行っている。事業・活動の活性化に向け、さらなる主体的な取組みを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当園の保育は、一人ひとりを尊重する姿勢を基本にすると共に、保護者満足の向上にも力を注いでいる。人権マニュアルにおいて日々の保育に関わる場面を具体的に明記し、職員が内容の理解を深め、実践できるための取組みを行い、子どもの尊重について共通理解をもち保育にあたるよう努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護、権利擁護について規程・マニュアルが整備されている。さらに日常的な保育に活かすことができるように、園内研修で職員ひとり一人の認識を深めるよう努めている。</p>		

(保育所版)

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、保育内容、保育所の特性等必要な情報を「園のしおり」やパンフレットに記載し、入園希望者をはじめ児童館や保健所に設置し、多くの人が入手できるようにしている。さらに会社・当園のホームページを作成し公開している。また希望に応じて見学等に対応している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>サービスの提供内容、変更については、「園のしおり」に詳しく記載され、入園式や保護者懇談会で説明している。配慮が必要な保護者への説明については、個別に丁寧に行われている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>他の保育園への転園は定められた手続きにより行われている。家庭保育への移行に際して、保護者が気軽に相談できるよう、当園の相談窓口や地域子育て支援センターの利用を勧める等、保育の継続性に配慮した支援が行われている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的に保護者アンケートを実施し、結果の集計・分析・検討を行い、迅速に改善につなげるように努めている。また次年度の事業計画に活かしていく仕組みが整備されている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情や要望に応える体制は適切に整備されている。入園式、保護者懇談会で説明され、「園のしおり」や園内の掲示等で常に保護者に周知徹底している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>相談できる体制が整っていることを入園時に説明している。意見箱の設置や相談カードの配布（入園時）等を行い、保護者が相談や意見を述べやすいような環境を整えている。</p>		

(保育所版)

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>相談や意見については、組織的に対応できる体制が整っている。対応した苦情や意見については職員会議で報告され職員に周知徹底され、特に緊急性が高いものは迅速に対応し、朝礼で報告されている。また必要に応じて園だより等で保護者への説明が行われている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジャーを中心に事故防止に努めている。事故、ヒヤリハット報告書はその都度提出され、検討する仕組みができ、再発防止を図っている。今後は、収集したヒヤリハット事例の要因分析を重視し、改善策の検討につなげていく取組が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策の責任と役割を明確化し管理体制が整備されている。感染症予防や発生時の対応マニュアルが作成されており、職員への周知も行われている。保護者へは「保健のしおり」を配布し、日頃から注意喚起を促すと共に、感染症が発生した場合は、掲示板の活用等迅速に情報提供している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの安全確保の取組みは、危機管理マニュアルが作成され、組織的に行われている。また、災害発生時の子どもの引き渡し、保護者への連絡体制、備蓄物等が整備されている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は文書化され、職員に周知している。また年度初めの職員会議で読み合わせを行い、保育の水準を保つよう努めている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの職員会議で意見交換し、検証・見直しが行われている。職員が保育に関する共通認識をもつよう努めている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもに関する情報は、定められた書式を用いて適切に記録されている。指導計画は、入園前後に収集される情報や保護者の意向に基づき作成されている。全園児に対し個別的なニーズを考慮した指導計画の作成が実践されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は、クラス、年齢グループ等での話し合いを経て、主任、副主任の基で集約される仕組みとなっている。また毎週評価・見直しが行われ、保育が計画に基づいて実施されたかどうかを確認する仕組みが整備されている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの保育の実施状況は適切に記録され、主任、副主任による確認や指導が行われている。また、配慮が必要な子どもについてはケース会議が適宜開催され、職員間で情報が共有されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>会社が策定している個人情報保護マニュアル（ソーシャルメディアを含む）については細かく示され、当園独自のマニュアルも作成されている。職員は研修や理解度チェックテストを受け理解を深めている。また個人情報に関する記録物は、施錠できる場所に保管されている。</p>		

A-1 保育内容**1-(1) 保育課程の編成**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉠・b・c

所見欄

保育課程及び指導計画は、理念や基本方針に基づいて編成され、保護者の意向も反映されている。保育課程を基にし、さらに連動性のある指導計画の作成を期待したい。

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

毎朝衛生チェックファイルを基に適切な環境を整備している。玩具等も定期的に消毒して衛生管理に努めている。生活や遊びの空間を分けるパーテーションは手作りされ、温かみを感じる工夫がなされている。

年度初めに、それぞれの子どもの家庭環境や保護者の意向を把握し、子ども一人ひとりの発達段階、個人差に配慮した指導計画を作成し、無理なく基本的な生活習慣が身につくよう配慮されている。乳児期は、個別指導計画を作成し、育児担当制をとり、一人ひとりの子どもの状況に応じて丁寧に保育されている。幼児クラスでは、「くすのき」（子どもの発達状況を記したノート）を活用し、家庭と連携しながら、集団の中での生活習慣の自立を目指した保育が行われている。

発達段階や興味・関心に即した遊具や玩具が用意され、子どもが自由に好きな遊びを選択し、自由に取り出して遊べるよう配慮されている。幼児クラスでは当番活動や地域交流を通して、役割を持って主体的に活動し、社会的ルールを身につける機会となっている。また異年齢児とかかわる中で、年長としての自覚や他児を思いやる心を育てることができる機会も設けている。

乳児保育において、ゆったりした環境のもと、室温・湿度ともに快適な環境が保たれ、保育士は一人ひとりと丁寧にかけわり、安心して快適に過ごせるよう配慮している。育児担当制をとり、一人ひとりの育ちについて24時間体制で把握し保育されている。

3歳未満児保育において、ゆったりした室内環境を整備し、子どもが自らしようとする気持ちを大切に、一人ひとりの状態に応じた保育が行われている。一人ひとりの育ちを、日々の連絡帳や送迎時に保護者に伝え、保護者と園との連携に努めている。

3歳以上児の保育において、発達段階を捉えた保育がなされている。子どもたちが自主的に好きな遊びを選んで取り出せるよう整備されている。また集団の中で自分の力を発揮できるような場を設けている。

障害のある子どもを受け入れる環境は整備されている。配慮が必要な子どもは保護者の意向を聞きながら、必要に応じて専門機関や医療機関と連携をとっている。成長の記録が保管され、どのような小さな成長であっても保護者に伝えながら信頼関係を構築し、子どもの成長に応じた保育が実践されている。

午後8時までの延長保育を実施している。通常保育から延長保育への引き継ぎ事項は、伝達表を利用し、伝達事項が確実に保護者に伝わるように配慮している。延長保育の保育室は、じゅうたんを敷き子どもがゆったり過ごせる雰囲気を整えている。

定期的に幼保小連絡協議会に参加し、小学校就学を見通した年間計画を作成している。年長児は、小学校の行事に参加し就学前学校体験等交流を図っている。保護者へは懇談会や「くすのき」等を通して、交流の成果や一人ひとりの育ちを伝え、安心して就学を迎えられるよう配慮している。

1- (3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

健康管理マニュアルと保健計画を作成し職員間で周知している。また健康管理は、健康診断や保護者との情報交換等を通して適切に取り組まれている。検診結果は、その都度「すくすくノート」に看護師が記入し保護者に伝え、治療が必要なケースには受診を勧めている。

「すくすくノート」は、体重、身長、予防接種履歴や、病気の記録が、入園児から卒園まで継続して記入ができるように工夫され、子どもの成長の記録となり、意義のある取組みであると評価できる。

さらにアレルギー対応マニュアルに沿ってチェック体制が整備され、主治医の指示のもと、保護者と連携しながら適切な対応が行われている。

1- (4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

食育計画に基づき、さまざまな食育に関する取組みが実施されている。近隣住民の協力を得て、田植えから収穫までのプロセスを体験し、収穫する喜びや食べる楽しさ等を保育の中に取り入れている。日々の給食では、保育士または子ども自らが個人差に応じて量を加減し、食事を楽しむ工夫がきている。給食試食会や給食だよりを配布して食の大切さを保護者にも知らせている。

さらに給食担当者は、喫食状況を常に観察し調理の工夫に反映させている。またクラス別に「リクエスト給食」の日を設定し、人気の献立やおやつを提供する等、楽しく食べるための配慮がなされている。

A-2 子育て支援

2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

子どもの発育や子育て等について、保護者との相互理解を図るため、日常の保護者とのかかわりや、個別ノート（乳児）、「くすのき」（幼児）等を活用して、互いに情報を伝え合う等保護者との信頼関係が構築されている。また保育参観や親子参加の行事、個別懇談会や子育て相談等さまざまな機会を通じて保護者と連携を深めている。

(保育所版)

2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

意見や要望を伝える仕組みが整備され、「園のしおり」に明文化し、保護者には入園式で説明されている。コミュニケーションボックスの設置や懇談会の開催等、随時相談に応じる体制が整っている。児童虐待への対応は、マニュアルが整備され、早期発見・早期対応につなげる仕組みが整っている。また職員は園内外の研修に参加し、虐待に関する知識を深めるとともに共通理解に努め、会社とのヒヤリングや、チェックシートの記入等を行い、自らの行動を振り返り確認している。

A-3 保育の質の向上

3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c

所見欄

保育実践については、決められた様式に基づき評価を行い、主任を中心に改善を行う仕組みが整っている。園長は、職員一人ひとりの自己評価を基に、園全体の課題として改善していくよう努めている。定期的に自らの保育実践を振り返り、質の向上に向けた取組みが組織的、継続的に行われていることは大いに評価できる。